

公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

2023 年度 事業計画

2022 年 12 月

I. はじめに

現在、2015年9月の国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ（通称「持続可能な開発目標（SDGs）」）の達成に向けて、多様なセクターが協力し、日本を含む世界で、あらゆるレベルでの取り組みが行われている。

セーブ・ザ・チルドレンは、「2030年までに子どもたちのために達成したいこと」という長期戦略を策定し、最も弱い立場に置かれた子どもたちに焦点をあて、①予防可能な原因で5歳未満の子どもが死亡することがなくなること、②全ての子どもが質の高い教育を受けられること、③子どもへの暴力が許容されない社会になっていること、の3つを優先課題とした意欲的な目標を掲げている。この戦略は2016年から実施されてきた。

世界の子どもたちを取り巻く課題は甚大で、必要な保健医療サービスを受けられない10億人の子どもたち、学習できていない4億5千万人の子どもたち、紛争やジェンダーに基づく暴力に直面している4億数千万人の子どもたち、貧困ライン以下で生活している7億1千5百万人の子どもたちが存在する。2021年には、これらの数字は改善するどころか、30年ぶりに後退した。この後退をもたらしている主な要因が、紛争、気候変動、そして新型コロナウイルス感染症である。

セーブ・ザ・チルドレンは、「2030年までに子どもたちのために達成したいこと」という長期戦略で掲げた目標の達成に向け、2022-24年の中期目標を掲げている。

2022-24年セーブ・ザ・チルドレン全体の4つの目標

- 1) **人生の健全なスタート**： 3億人以上の子どもたちが、質の高い基礎的な保健・栄養サービスを
 衡平に利用できるよう貢献する。
- 2) **安心して学校に通い、学ぶことができる**： 1億5,000万人以上の子どもたちがウェルビーイングと
 学習の成果を得ることに貢献する。
- 3) **暴力のない生活**： 紛争や性的・ジェンダー暴力の影響を受けた1億人以上の子どもたちが守ら
 れることに貢献する。
- 4) **セーフティネットと回復力のある家族の実現**： 2億人以上の子どもたちが、社会的保護や現金
 給付を含めた直接的な支援の恩恵を受けることに貢献する。

セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンでは、2030年までの長期戦略目標実現のために、2022-2024年に全世界でセーブ・ザ・チルドレンが取り組む上記中期目標に沿って自らの中期目標ならびに目標達成のための実施戦略を策定した。

II. 2023年活動計画概要

2023年度は、前述の2022-24年中期目標の実現のために、以下の事業を実施する。

近年、世界各地で紛争や政変の影響が長期化、複雑化する傾向があり、また、気候変動の影響や、2020年以降の新型コロナウイルス感染症の世界的な流行を受け、緊急・人道支援のニーズはかつてないほどに高まり、かつ複雑化している。特に2022年2月以降、ウクライナ危機の影響により、世界各地で物価高騰や食料危機といった困難な状況が続くなか、2023年もセーブ・ザ・チルドレンは、複雑化する事象に複合的に対応できるよう、子どもたち自身や子どもを取り巻くコミュニティ全体のレジリエンス強化に資するような取り組みに引き続き注力する。

i. 海外事業

海外事業は、2023年度は1) 人生の健全なスタート、2) 安心して学校に通い、学ぶことができる、3) 暴力のない生活、4) セーフティネットと回復力のある家族の実現を目指し、アジア、中東、東欧、アフリカ地域において事業を実施・継続する。

アジア地域：

アジア地域においては、カンボジアで、日本政府資金による、体罰・暴力・いじめ行為のない学校づくり支援事業を実施する。カンボジアとラオスでは、地域主導型アプローチを軸とした子ども保護サービスの有効性について実践検証事業を支援する予定である。ベトナムにおいては、日本政府資金の支援により、少数民族の生計向上のための農業及び栄養改善事業を実施する予定で、同時に、法人寄付による母子の健康促進を目的とした、思春期の性と生殖の健康サービス改善事業を実施する。インドネシアでは、気候変動問題への取り組みとして、子ども・青少年を対象とした環境教育・自然保護学習プログラムの推進事業や、気候変動への適応および緩和に寄与する事業の実施に向け、環境保全団体との連携の可能性も含め、資金調達の方策を検討する。また、クーデター後の混乱が続くミャンマーにおいて、2022年度より開始した人道支援の継続的な実施に向け、資金調達の方策を検討する。

セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが直接事務所を運営するモンゴルにおいては、世界銀行資金による農村部の青少年支援事業を実施するほか、国連女性基金による少女を対象とした暴力・搾取からの保護事業、また日本政府資金による中等教育現場におけるインクルーシブ教育推進事業を継続実施する。さらにまた、モンゴルでは、教育のためのグローバル・パートナーシップ（GPE）の現地執行団体として、包摂的かつ公平で質の高い教育の提供を目的とした教育事業をモンゴル教育科学省及び関係団体と連携して実施する。そして、保健栄養分野においては、法人寄付の支援により、地方遊牧民コミュニティを対象としたプライマリヘルスケア強化事業の実施を検討する。

南アジアでは、バングラデシュにおけるミャンマー避難民支援事業が7年目に入るが、引き続きJPF資金にて避難民キャンプにおける水・衛生環境や居住環境の改善事業を実施する。また、国際社会は持続的なホストコミュニティの支援強化を重視しているところ、同地域で日本政府資金により2021年に開始した、子どもの保護に関する社会福祉行政の強化事業を継続して実施する。これに加え、青少年に対

する支援強化の一環として、2022年に開始したバングラデシュにおける青少年のレジリエンス強化および起業・就業スキル向上のための自己資金事業を継続して実施する。インドでは、法人寄付にて2021年に開始した学校における子どもの安全を確保するための事業を継続して実施する。また、教育分野の支援強化として、パキスタンでアフガニスタン難民およびホストコミュニティの子どもたちのための復学支援事業を新たに開始する。アフガニスタンにおいては2022年に開始したJPF資金による緊急食糧支援事業を継続し、子どもをはじめとする特に脆弱な状態に置かれた人々への支援を展開していく。

中東地域：

2011年のシリア危機勃発以降、多くの国内避難民が発生しているシリア国内において、2022年に開始したJPF資金による水衛生・子どもの保護事業を、2023年も継続する。また、シリア難民が暮らすレバノンでは、シリア難民およびホストコミュニティの子どもを対象とした教育支援事業を2023年も継続して実施するほか、トルコにおいては2022年に開始したシリア難民およびホストコミュニティの子ども・青少年とその世帯を対象とした生計向上支援事業を2023年も継続して実施する。

また、ガザ地区では脆弱性の高い状態に置かれた青少年の雇用機会と収入源の確保、深刻化する食糧不足への対策として、持続可能な農業の実践を通じた青少年の生計向上支援事業を実施する予定である。

紛争が続いているイエメンにおいても、2022年に開始したJPF資金による2事業を継続し、紛争や自然災害、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応すべく国内避難民キャンプにおけるノンフォーマル教育および子どもの保護対応能力強化支援を行うほか、食料の確保が困難な状況に置かれた国内避難民およびホストコミュニティに対する現金給付を通じた食料支援も実施する。

東欧地域：

2022年2月に発生したウクライナ危機により、多数の難民を受け入れている周辺国の一つであるルーマニアにおいて、ウクライナ難民およびホストコミュニティの子どもたちのための保健・医療サービスへのアクセス向上支援および教育・心理社会的支援事業を実施する。ウクライナ難民を対象とした医療サービスに関する情報提供や緊急医療費補助を実施するほか、教員に対する心理社会的支援に関する研修実施、グループ活動や学習支援を通して子どもたちの心理社会的ウェルビーイングを促進することを目指す。

アフリカ地域：

ウガンダ西部において日本政府資金により実施してきた生計向上ならびに母子の栄養改善を目指す事業を完了させるとともに、当事業の成果・学びをいかし、2023年は同国東部での保健・栄養事業の開始を目指す。また、2016年以降、ウガンダ北西部で実施してきた南スーダン難民の子どもたちの保護に関する緊急支援事業は、地域に根差した子どもの保護体制の強化が進み、継続的に子どもたちが暴力や搾取から守られる体制が作られてきていることから、より中長期的な地域開発支援への移行を目指す。南スーダンにおいて、2022年に新たに開始したJPF資金による事業を継続し、子どもの保護および性とジェンダーに基づく暴力（SGBV）に関する予防と対応の強化を目指す。モザンビークでは、2022年に新

たに開始した JPF 資金・自己資金による事業を継続し、武力紛争が続く北部における復学・学習継続支援および安心安全な学習環境の整備に取り組む。マダガスカルでは、2022 年に新たに開始した JPF 資金による事業を継続し、深刻な食糧危機下にある地域において、緊急食料配布・栄養支援を継続するほか、自己資金を活用して、生計向上・栄養・災害リスク削減のマルチセクターの事業を実施する。

ii. 国内事業

国内事業は、2022～2024 年の 3 か年中期計画に基づき、①子どもの貧困問題解決、②緊急支援・防災、③コミュニティ・ネットワーキング（地域連携）の 3 つを柱とする。これらの事業を通して、また、2022 年に創設されたアドボカシー部と連携して、社会が子どもの権利をより理解し、国や自治体子どもや保護者・養育者の意見を支援政策に取り入れるよう取り組んでいく。

貧困問題解決：

新型コロナウイルス感染症による経済への影響に加え、2022 年以降は、光熱費や食料品などの物価の急激な高騰が社会問題となっている。これらは、もともと経済的困難を抱える子育て世帯に深刻な打撃を与え、セーブ・ザ・チルドレンがこれまでの活動でつながった保護者・養育者からは、日々の食事や子育て、教育・進学にかかる費用をまかないきれないという不安が、数多く寄せられている。セーブ・ザ・チルドレンは、このような厳しい状況に置かれた子どもや子育て世帯を対象に、0 歳から 18 歳の子どもの育ち・学び・意見表明といった多様な支援に取り組む。

直接支援については、2022 年から新たに開始したプロジェクトを継続する。具体的には、より経済的に困窮し生活上の困難がある状況下で暮らす子どもたちを対象とした「子ども給付金～新入学サポート～」(全国対象／春)、低所得世帯の新生児に必要な育児用品を提供する「ハロー！ベビーボックス」(春／秋)、さらに、野外活動や実験、ダンス教室など多様な学びや体験の機会を子どもたちに提供し好評を得た「夏の体験プログラム」を実施する。また、東日本大震災の支援活動以来つながりのある宮城県石巻市において、高校生活を続け自分らしい進路選択ができることを支援するための継続型給付金「高校生活まなびサポート」を開始し、入学前から卒業までの約 3 年間にわたって子どもたちに寄り添いながらサポートしていく。同時に、2020 年から新型コロナウイルス感染症緊急支援として実施してきた「子どもの食 応援ボックス」を、子どもの貧困問題解決の一環として引き継ぎ、支援世帯を年間約 1 万世帯に拡大する。

こうした、さまざまな直接支援で得られた子育て世帯の生活状況や、必要な支援に関する声をまとめ、国や自治体に提供して支援の拡充を働きかけていく。特に、各活動でつながった、主に中高生世代の子どもたちの声を、ワークショップやヒアリング、アンケート調査などを通してとりまとめ、2023 年 4 月に設置予定のこども家庭庁が策定を予定している子ども大綱に反映されることを目指す。

貧困と子どもの権利に関する啓発活動では、子どもやユース世代が子どもの権利について理解を深めることを目的に工学院大学藤川真樹研究室と共同で開発、2022年に完成したデジタルコンテンツ「あなたのミカタ！ 権利がワカルと世界がワカル」の普及を推進する。

緊急支援・防災（災害リスク軽減）：

災害時の子ども支援を迅速かつ効果的に行うために、平時から緊急支援体制を強化していく。事務局内部では、他部署と連携して災害発生を想定した事前準備を充実させ、クラウドを活用した効率的な情報共有を積極的に進める。また、緊急子ども用キットを保管してもらえ地域のNPOなどを増やし、災害発生時に迅速に支援できる態勢をさらに充実させる。

新型コロナウイルス感染症拡大以降、災害時における子ども支援者の能力強化の対面研修は制限されていた。今後、対面での研修のニーズが再び増えると予想されるが、オンラインによる研修も定着しつつある状況を踏まえ、2023年は、能力強化の機会をフレキシブルに提供するため、「子どものための心理的応急処置(PFA)」「こどもひろば」「人道行動における子どもの保護の最低基準（CPMS）」の各研修について、e-ラーニングなどの素材づくりの準備に着手する（普及は2024年からの計画）。

複数の団体と行政が連携して、災害時に子どもの権利に基づいた支援を実施できるよう、その仕組みづくりを推進する。具体的には2022年に引き続き、佐賀県において、放課後児童クラブ（学童保育）における防災強化を目的に、自治体・放課後児童クラブとの連携強化を支援し、学童保育に常備する非常用持ち出し袋を提供する。また、他県でも同様の活動を開始する。さらに、災害支援団体ネットワークとともに、緊急時の子ども支援ガイドラインをベースとした研修プログラムを作成する。2021年に協定を結んだ大阪府吹田市の地域防災計画改訂への参画も継続し、同市の災害時における子ども支援拡充策に協力するとともに、近隣市との関係構築に新たに着手する。

子ども自身が緊急時の行動や備えを知り、情報を活用できるようにするため、子ども参加による防災イベントの実施や、防災や復興計画などの情報を、子どもが分かりやすいように発信していく。また、地域の防災計画に子どもが関わることができるよう、連携している自治体や団体に働きかけていく。さらに、「子どものための心理的応急処置」を子ども自身が実践するツール「アイ・サポート・マイ・フレンド（I support my friends）」（原文は英語）の日本語版を完成させ、普及に向けた準備を開始する。

コミュニティ・ネットワーキング（地域連携）：

2022年から開始したコミュニティ・ネットワーキング（地域連携）は、NPOへの資金提供や組織基盤強化のサポート、事業における子どもの権利実現のためのサポートを通じて、地域における「誰ひとり取り残さない」活動の実践、子ども支援NPOの継続と発展、子どもの権利の実現・普及の取組みなどを支援することを目的としている。

2023 年は、2022 年秋から開始した公募助成プログラム「子ども・地域おうえんファンド」を通して、最大 10 団体（2022 年採択 5 団体、2023 年採択 5 団体を想定）に最大 3 年間支援する。本助成プログラムでは、2 年目からは事業への資金助成に加え、組織基盤強化への支援も提供する点が特徴である。これらの支援を通じて、日本国内のより広い地域で、多角的に子ども支援活動を推進し、日常において子どもの権利が実現される社会を目指す。

また、学び・体験プログラム、防災活動、子ども参加などに取り組む NPO との協働事業または公募助成方式による支援の実施を検討する。これにより、セーブ・ザ・チルドレンが国内で取り組んでいる子どもの貧困問題の解決、緊急対応・防災の強化、あらゆる課題への子ども参加（意見表明）の実現を、より一層推進することを目指す。

iii. アドボカシー

グローバルおよび国内課題に対するアドボカシーのシナジーを図りながら、国内外の子どもたちが置かれた状況をより根本的、構造的に改善することを目指し、日本政府をはじめとする国際社会が子どもの権利を保障する責任を果たすよう、以下の分野において活動を行う。

<グローバル政策提言・社会啓発>

保健・栄養（乳幼児死亡の根絶、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの実現）

新型コロナウイルス感染症の影響は、脆弱性の高い国々における保健システムに大きな打撃を与え、持続可能な開発目標（SDGs）の目標 3 に掲げられている「すべての人々の保健・医療へのアクセス」の達成に向けた進捗は、後退している。保健・栄養サービスへのアクセスの格差はますます広がり、最も弱い立場に置かれた国や地域の子どもたちが取り残されている。さらに、気候変動および紛争の複合的な要因による影響も加わり、飢餓の危機がかつてなく深刻な状況となっている。2023 年は、5 月に日本政府が議長国を務める G7 広島サミットが開催され、国際保健が主要議題の一つとなると見られる。9 月には国連で「パンデミック・サミット」および「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）に関するハイレベル会合」、また秋には「女性・子ども・青少年のためのグローバル・ファイナンス・ファシリティ（GFF）」の増資会合など、国際保健にとって重要な機会が多く予定される年となる。これらの機会に対して、保健・栄養システムへの ODA 増額や質の向上、飢餓への人道支援の強化、さらには保健・栄養システム強化、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）、パンデミック準備対応における衡平な政策が進められ、説明責任が果たされるよう政策提言を行うと共に、政策決定者に対する影響力の向上を目指し、エビデンス構築のための調査や市民社会の連携強化を行う。

教育（すべての子どもたちの質の高い教育へのアクセス）

紛争、気候変動、および新型コロナウイルス感染症の影響を受け、持続可能な開発目標（SDGs）の目標 4 に掲げられている「世界のすべての子どもたちが無償かつ公正で質の高い教育を受ける」の達成は非常に困難になっている。特に「緊急期及び長期化する危機下の教育」は深刻な状況にあるにもかかわらず

らず、人道支援における教育は後回しにされている。教育協力 NGO ネットワーク（JNNE）との連携のもと、2023 年 2 月に開催される緊急下の教育向けの基金である「教育を後回しにはできない（ECW）」の増資会合に日本政府の出席を求め、日本からの初拠出につながるよう、政策提言を行う。5 月の G7 広島サミットにて教育が議題の一つとなり、必要なコミットメントが行われるよう、サミットに向けた政策提言・啓発活動を行う。具体的な啓発活動としては、JNNE 加盟団体で例年実施している「SDG4 教育キャンペーン」を事務局として推進し、国内外の子どもたちの声を通し、G7 首脳陣に国際教育協力の必要性を訴える。また、「教育のためのグローバル・パートナーシップ（GPE）」が開催する国会議員・関係省庁・NGO・民間団体・アカデミアが参加する教育協力に関する勉強会に参与し、緊急下の教育を含む、基礎教育の重要性が認められ、国際潮流に沿った ODA の拠出がなされるよう、提言活動を行う。さらに学校への攻撃や軍事利用を禁止する「学校保護宣言」の国際会議が 2023 年にマレーシアで開催されることを受け、日本政府からの同会議の出席、宣言への支持表明を働きかける。活動にあたっては、継続して政策決定者との関係構築を強化し、またユースと共に活動を行う。

気候危機に対する子どもの意見表明と政策への反映

気候変動は、子どもたちの現在、そして未来にあらゆる側面から深刻な影響を及ぼしている。グローバルキャンペーン「ジェネレーション・ホープ（Generation Hope）」の方針に則り、国内の関連団体や関心あるユースや子どもたちとのネットワークを構築し、気候危機について子どもたちが適切な情報を得られ、理解を深め、意見を聴かれ、政策提言に参加できるようサポートを行う。また気候危機の課題が子どもの権利の課題であることを政府が認識し、子どもたちの声が政策に反映され、行動がとられるよう働きかけを行う。また、国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）など気候変動交渉における政策提言については、セーブ・ザ・チルドレン・インターナショナルの方針も踏まえ、「損失と被害」への資金拠出など、日本政府に対する提言内容を精査するとともに、気候変動に関わる政策決定者との関係構築を行う。

子どもやユースの意見形成、子どもやユースの声を反映した政策変化

より多くのユースや子どもたちが、世界の子どもの取り巻く課題を理解し、社会の一員として意見形成ができ、政府や社会からもステークホルダーとして認識されること、そしてユースや子どもたちの声が政策に反映されることを目指し、政策決定者への働きかけを含め、彼らと共に活動する。子どもの権利や、紛争下の教育、気候危機に関連するテーマについて、ユースと子どもたちと共に取り組みを進める。

<国内政策提言・社会啓発>

子どもの権利を基盤とする子ども政策と子どもの参加の仕組みづくり

2022 年 6 月、第 208 回通常国会にて、子ども政策の基本理念を定めた「こども基本法」が成立し、同時に「こども家庭庁」の 2023 年 4 月の発足が決まった。同庁は、子どもを社会の中心に置き、子ども政策の司令塔として機能するとされており、子どもが権利の主体であり、子どもの意見を聴くことが重要であるという認識に基づき、大人が子どもの声を聴き、「子ども視点の子ども政策づくり」を進めることを掲げている。そのような背景の下、2022 年度に各地で実施した子ども・ユースキャラバンからの提言や経験、またこども家庭庁と構築してきた関係性も踏まえ、子ども大綱の策定及び子

ども関連予算の拡充を中心に、こども家庭庁が中心となって実施する子ども関連の法律や施策、計画等の策定や改訂に子どもの権利の視点が盛り込まれるよう、国内事業部とも連携の上、働きかけを行う。同時に、こども家庭庁が中心になって実施する子ども参加関連施策においても、より意義のある子ども参加を実現し、子どもの声が政策に反映されるようにするために、こども家庭庁や自治体における「子ども参加」の仕組みの構築と適切な運用・拡充に対する政策提言を行う。また、国連子どもの権利委員会による次回（2024年度）日本審査に子どもたちの声が反映されるよう、「広げよう！子どもの権利条約キャンペーン」等との連携により子どもたちの声を聞き取り、子どもたちと共にレポートの作成を行い、子どもの権利委員会への提出を行う。さらに、子ども関連予算を子どもの権利の視点から分析し、報告書作成を行い、子ども関連施策により多くの予算が投入されるよう政策提言を行う。

子どもが情報を得て、子どもの権利の実現に向けて主体的に参加する基盤づくり

より多くの子どもたちが、社会に対して声をあげる権利を持っていることや、声をあげることの重要性を理解することを目指し、子どもたちがセーブ・ザ・チルドレンの情報を得て、子どもの権利の実現のための活動を主体的に行えるようにするための基盤を整える。具体的には、子どもに関連する情報や子どもが参加できる機会などの情報発信を行うための組織横断的なオンラインツールとして、子ども向けウェブサイトの構築および子どもたちと直接つながることができるよう SNS の立ち上げを行う方向である。さらには、子どもたちとより効果的につながり、情報提供を行えるようにするため、データの管理・運用に関する検討を組織横断的に行う。

教員による「子どもの権利」への理解促進と子どもの権利に関する授業の実施

2022年度に構築した学校や子どもたちとのネットワークを拡大・深化させ、教員や子どもたちの意見を反映しながら、オンライン（タブレット）でも使用が可能な子どもの権利の授業教材（アクティビティ）を制作・公開（提供）する。そして、公開したアクティビティの普及拡散を図り、子どもの権利に関する授業を実施する教員・学校の数を増やす。授業の実施数を増やすにあたり、隣接自治体・他学校などの現場、および関連省庁や教育委員会などの教育政策に関わるステークホルダーの双方へのアプローチを行う。

「子どもの権利を尊重した子育て」を実践する親・養育者を増やす社会啓発活動

子育てをサポートするウェブサイト「おやこのミカタ」のコンセプトである、養育者や保護者にとって役に立つコンテンツ（特に虐待・体罰予防に寄与するコンテンツ）を継続して更新し、社会啓発活動に生かす。結果として、暴力によらない子育てに賛同し、子どもの権利を尊重した子育てを行う親・養育者を増やす。

3B 中期目標を達成するために

セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンは前述の中期目標の達成のために、下記に取り組む。

i. アドボカシー・キャンペーン (Advocate, Campaign and Mobilize)

- 日本国内を含み、子どもの権利の推進にかかわる活動を引き続き強化する。
- グローバルなアドボカシーと国内のアドボカシーが相互に連携しながら政策に影響を与えるよう取り組む。
- 子どもたちを取り巻く課題について社会の関心を高め、行動を促し、幅広い市民からの支持と賛同を得るための活動を強化する
- 子どもの権利を尊重・推進する社会基盤の構築のため、さまざまなステークホルダーと連携し、持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた取り組み、および企業による子どもの権利の尊重・推進のための「子どもの権利とビジネス原則」の普及・啓発を行う。
- 日本国内では 2023 年 4 月に子ども基本法が施行され、こども家庭庁が発足するため、個別の法律・大綱・計画・施策等の策定・改定において子どもの権利の視点が盛り込まれ、子どもの声を政策に反映する仕組みが作られるよう働きかける。
- 子ども自身、子どもを取り巻く大人（親・養育者、教員）、そして政策決定者が子どもの権利を理解し、子どもが権利主体として活動できるようになるために、子どもの権利の啓発を広く行うとともに、学校における子どもの権利教育の実践に取り組み、政策決定プロセスにおける子どもの声を聴く仕組みづくりを働きかける。
- 中期計画目標に掲げられている、「子どもたちを取り巻く課題について社会の関心を高め、行動を促し、幅広い市民からの支持と賛同を得るための活動を強化する」を推進するために、セーブ・ザ・チルドレンとセーブ・ザ・チルドレンが取り組む重要課題についての認知の向上を更に推進する。2020-21 年は新型コロナウイルス感染症の影響でオンラインを活用した全国規模の講演会が普及したが、2022 年度もその流れを積極的に取り込み、子どもおよびユースを含む多様な層を巻き込み、市民とともに活動を推進する。

ii. デジタル、データ、イノベーション (Digital and Data/Innovation)

- a. 効果効率の高い事業活動を推進するため、デジタルや技術の活用を強化する
- b. 調査研究を推進し、専門的な知見やエビデンスに基づく事業活動を強化する
- c. 環境変化に対応し、子どもたちを取り巻く課題の解決に向けた新たなアプローチを実践し、その効果を検証する

iii. 持続可能な戦略的パートナーシップ (Strategic Partnership)

- a. 子どもの権利推進における市民社会活動のリーディングポジションの役割を果たす
- b. 2022 年秋から開始したコミュニティ・ネットワーキング（地域連携）の活動を通じて、全国各地の地域 NPO とネットワークを強化し、日常生活における子どもの権利保障を目指す
- c. 法人・個人の支援者を含む多様なステークホルダーとの関係を深化させ、子どもの権利の推進における連携を強化する

iv. 子どもたちとともに、子どもたちのために (Shift power – 子どもの声)

- a. 子どもとともに、子どもたちのために、社会に対して声をあげるために中心的な役割を果たす
- ・ セーブ・ザ・チルドレンにおける子ども・ユースの参加促進・権利啓発活動のプラットフォームを確立し、子どもとの関係構築を進める。
 - ・ 子どもやユースが国内外の課題を理解し、政策提言や発信をする機会創出を強化する。
 - ・ 子どもやユースによる継続的な政策提言活動により、子どもが政府や社会からステークホルダーとして認識され、その声が政策に反映されるようにする。

v. 包摂性が高く柔軟な組織運営 (Agile and inclusive organization)

- a. 安心・成長・変革を実現する組織風土の醸成
- ・ 組織力向上へ向けてマネジメント力の強化を図る
 - ・ 安心安全に働ける職場環境を構築する
- b. 内部統制(リスク管理)体制構築ならびに BCP 施策の実践による組織基盤の強化
- ・ 個々のリスクの洗い出しとそれに対するリスク管理体制を構築する
- c. より一層の IT 化による働く環境の徹底的効率化とセキュリティの高度化の推進
- ・ 事業への IT 利活用による後方支援、新しい働き方に対応した組織全体のインフラ整備およびセキュリティの高度化を図る

vi. 資金基盤の拡大と適切な活用 (Grow and optimize resources)

- a. 資金調達の多様性を維持し、資金調達を着実に拡大する。
- b. 事業の質を高め、資金をより効果的・効率的に活用する。また会計処理を更に効率化し、収支の実績を迅速かつ正確に共有して、予実を精緻に管理する。

I. 2023 年度実施予定事業一覧

A. 海外事業

国名	事業名	支援事業分野	実施地域	財源
東南アジア・北東アジア地域				
カンボジア	カンボジア・コンポンチャム州の学校における子どもに対する暴力削減事業	子どもの保護・教育	コンポンチャム州 カンメア郡	受託収入 (外務省)、寄付金等
ベトナム	ベトナム北部山岳地域における少数民族の子どもの栄養改善	保健・栄養	イエンバイ省、ソ ンラ省	寄付金等
	北部山岳地域における少数民族の子どもの栄養改善事業(予定)	保健・栄養	ソプコブ県、バツ クイエン県	受託収入 (外務省)、寄付金等
	山岳地域の少数民族を対象とした母子の健康を守るための思春期の性と生殖の健康サービス改善事業	保健・栄養	ムー・チャン・チャ イ県、ヴァン・チャ ン県	寄付金等
モンゴル	モンゴルにおける義務教育期間を通した切れ目のないインクルーシブ教育推進事業(第2・3年次)(3年次は予定)	教育	ウランバートル市 ほか	受託収入 (外務省)、寄付金等
	障害のある子どもを持つ遊牧家庭の保護者・養育者のブレンド型学習モデルによる能力強化事業	教育	ウブルハンガイ 県、ホブド県	寄付金等
	学校と地域で取り組む教育現場における子どもの保護メカニズム強化事業(予定)	子どもの保護・教育	ウランバートル 市、ドンドゴビ 県、トゥブ県	受託収入 (JICA)、 寄付金等
	学校をベースとした子ども保護メカニズム強化事業(予定)	子どもの保護・教育	ウランバートル 市、ホブド県、ゴ ビアルタイ県	寄付金等
	モンゴルにおけるインクルーシブ・アプローチを用いた教育の質およびアクセス改善事業	教育	ウランバートル市 ほか	受託収入 (教育のためのグローバル・ パートナーシップ)、寄付金 等

国名	事業名	支援事業分野	実施地域	財源
	モンゴル遠隔地の最も脆弱な青少年を対象とした起業・社会情動的スキル養成事業	子どもの貧困	スフバートル県、ゴビスンバル県ほか	受託収入（世界銀行）、寄付金等
	女子を対象とした暴力や搾取からの保護事業	子どもの保護	ウランバートル市	受託収入（国連女性機関）、寄付金等
南アジア地域				
	バングラデシュ・コックスバザール県のミャンマー避難民キャンプにおける水・衛生環境および居住環境改善事業	緊急・人道支援（水・衛生、シェルター）	チッタゴン管区	受託収入（JPF）、寄付金等
バングラデシュ	青少年のレジリエンス強化および起業・就業スキル向上支援事業	子どもの貧困	チッタゴン管区	寄付金等
	コックスバザール県における子どもの保護システム強化事業（第2・3年次）（3年次は予定）	子どもの保護	チッタゴン管区	受託収入（外務省）、寄付金等
インド	Increased preparedness for continued safe & secure education in schools	教育	ビハール州	寄付金等
パキスタン	パキスタン・バロチスタン州におけるアフガニスタン難民およびホストコミュニティの子どもたちのための復学支援事業	教育	バロチスタン州	寄付金等
	アフガニスタン・ナンガハル州における現金給付および栄養・子どもの保護に関する啓発活動を通じた世帯の対処能力向上支援	緊急・人道支援（食糧、保健・栄養、子どもの保護）	ナンガハル州	受託収入（JPF）、寄付金等
アフガニスタン	アフガニスタン・ファーリヤーブ州における現金給付を通じた食糧支援	緊急・人道支援（食糧）	ファーリヤーブ州	受託収入（JPF）、寄付金等
中近東地域				
レバノン	レバノン北部におけるシリア難民と脆弱性の高いホストコミュニティの子どもたちのための教育支援事業（第3・4期）（4期は予定）	緊急・人道支援（教育）	トリポリ市、ミニエ・ダニエ地区	受託収入（JPF）、寄付金等

国名	事業名	支援事業分野	実施地域	財源
シリア	シリア北西部イドリブ県国内避難民キャンプにおける水衛生環境改善および子どもの保護支援事業	緊急・人道支援（水・衛生、子どもの保護）	北西部	受託収入（JPF）、寄付金等
トルコ	トルコ・ハタイ県における脆弱な状態に置かれたシリア難民およびホストコミュニティの子ども・青少年とその世帯を対象とした生計向上支援	緊急・人道支援（生計向上）	ハタイ県	受託収入（JPF）、寄付金等
イエメン	イエメン・ラヒジュ県における国内避難民キャンプでのノンフォーマル教育および子どもの保護対応能力強化支援事業	緊急・人道支援（教育・子どもの保護）	ラヒジュ県	受託収入（JPF）、寄付金等
	イエメン・タイズ県における現金給付を通じた食料安全保障改善事業	緊急・人道支援（食糧）	タイズ県	受託収入（JPF）、寄付金等
パレスチナ	ガザ地区における持続可能な農業の実践を通じた青少年の生計向上支援事業（予定）	保健・栄養、生計向上	ガザ地区	受託収入（外務省）、寄付金等
ルーマニア	ルーマニアにおけるウクライナ難民のための保健・医療サービスへのアクセス向上支援および学習・心理社会的支援事業	緊急・人道支援（保健・栄養、教育）	ブカレスト、ムレシュ県、ヤシ県、スチャバ県、ガラティ県、コンスタンツァ県、ブラショフ県	受託収入（JPF）、寄付金等
アフリカ地域				
ウガンダ	ウガンダ東部における農家の生計向上支援と母子栄養指導を通じた栄養改善事業（第1年次）（予定）	保健・栄養	モロト県	受託収入（外務省）、寄付金等
	ウガンダ・アルア県における子どもの保護強化支援事業（第1年次）（予定）	子どもの保護	アルア県	受託収入（外務省）、寄付金等
マダガスカル	マダガスカル南部における緊急食糧配布・栄養支援	緊急・人道支援（食料、保健・栄養）	アンドロイ県	受託収入（JPF）、寄付金等

国名	事業名	支援事業分野	実施地域	財源
	食料危機・災害に対するレジリエンス強化事業	生計向上	マナンジャリ県、ヌシ・バリカ県	寄付金等
南スーダン	南スーダン・マンガラ国内避難民キャンプにおける保護強化支援事業	緊急・人道支援（子どもの保護）	中央エクアトリア州	受託収入（JPF）、寄付金等
モザンビーク	カーボ・デルガド州における国内避難民と脆弱性の高いホストコミュニティの子どものための学習支援事業	緊急・人道支援（教育）	カーボ・デルガド州	受託収入（JPF）、寄付金等
	ナンブラ州における国内避難民とホストコミュニティの青少年を対象にした復学及び学習継続支援事業	教育	ナンブラ州	寄付金等

B. 国内事業

支援事業分野、事業名		財源
子どもの貧困問題解決		
	中高生に対する給付金提供（全国・春の新入学サポート）	寄付金等
	高校生に対する継続型給付金提供（石巻市、中学3年夏から高校卒業までの3年間）	寄付金等
	小中高生世代を対象とした学びの支援・体験・エンパワーメント活動の実施（主に夏）	寄付金等
	経済的に困難な状況にある子育て世帯への食支援「子どもの食 応援ボックス」（夏・冬）	寄付金等
	低所得世帯向け新生児用品の提供「ハロー！ベビーボックス」（春・秋）	寄付金等
	子どもを対象とした意見表明活動	寄付金等
	保護者を対象としたエンパワーメント活動の実施	寄付金等
	子どもの貧困に関する調査	寄付金等
	子どもの貧困問題解決に向けた社会啓発活動	寄付金等
	子どもの貧困問題解決に向けた政策提言	寄付金等
	子どもの貧困関連団体とのネットワーキング	寄付金等
国内緊急対応・防災（災害リスク削減）事業		
	子どもによる子どものための防災・災害対策活動	寄付金等
	防災や災害対策における子ども支援者・保護者の能力強化	寄付金等
	防災や災害対策に関する自治体との関係構築・強化	寄付金等
	関連 NGO/NPO 及び専門団体とのネットワーキング・連携の強化	寄付金等
	防災や災害対策における学童保育(放課後児童クラブ)への連携・能力強化	寄付金等
	防災や災害対策における子どもの保護・支援の強化に向けた政策提言	寄付金等

支援事業分野、事業名		財源
国内災害時に対応する組織の強化（職員ロスター制度を含む）		寄付金等
コミュニティ・ネットワーキング事業		
地域 NPO との協働事業または公募助成による連携		寄付金等
公募助成プログラム「子ども・地域おうえんファンド」による地域 NPO の継続・発展支援		寄付金等
事業モニタリングと評価		寄付金等

アドボカシー

支援事業分野、事業名		財源
グローバル政策提言と社会啓発		
保健・栄養（乳幼児死亡の根絶、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの実現）		
保健・栄養システムへの ODA 増額と援助の質向上		受託収入 （財団）
保健・栄養システムの政策に対する市民社会のパートナーシップ、影響力の向上		受託収入 （財団）
保健・栄養システム、UHC、パンデミック対応における衡平な政策の推進		受託収入 （財団）
教育（すべての子どもたちの質の高い教育へのアクセス）		
緊急下の教育向けの ODA 増額、ECW（Education Cannot Wait 基金）への初拠出		受託収入 （財団） 寄付金等
基礎教育向けの ODA 増額、GPE（Global Partnership for Education）への拠出拡大		寄付金等
学校保護宣言への日本政府の支持表明		寄付金等
気候危機に対する子どもの意見表明と政策への反映		
気候危機に関する子どもたちの理解促進と政策提言への参加		寄付金等
気候危機と子どもの権利の関連性に対する政府の認識の向上と政策への反映		寄付金等
子どもやユースの意見形成、子どもやユースの声を反映した政策変化		
世界の子どもたちを取り巻く課題に関する子ども・ユースの理解促進、意見形成、政策提言への参加		寄付金等
政策決定者と社会によるステークホルダーとしての子ども・ユースへの認識の向上と政策への反映		寄付金等
国内政策提言と社会啓発		
子どもの権利を基盤とする子ども政策と子どもの参加の仕組みづくり		
こども家庭庁の子ども政策における子どもの権利の視点の反映		寄付金等

こども家庭庁や自治体における子ども参加の仕組みづくりと子どもの声の政策への反映	寄付金等
子どもの権利委員会の日本審査プロセスに対する子どもの声の反映	寄付金等
子ども関連予算の子どもの権利の視点からの分析・政策提言	寄付金等
子どもが情報を得て、子どもの権利の実現に向けて主体的に参加する基盤づくり	
子ども参加プラットフォームの構築による子ども向けの情報提供と意見形成	寄付金等
子どもの意見表明の機会づくりと政策立案者への政策提言	寄付金等
教員による「子どもの権利」への理解促進と子どもの権利に関する授業の実施	
教員を対象とした子どもの権利教材パイロットプログラムの継続、深化	寄付金等
横展開（隣接自治体・他学校）および縦展開（教育委員会とのつながり）	寄付金等
「子どもの権利を尊重した子育て」を実践する親・養育者を増やす社会啓発活動	
「おやこのミカタ」の記事更新	寄付金等